

衛星基幹放送に係る有料基幹放送契約約款

2026年7月1日 変更内容

1. 【苦情又は問い合わせ連絡先の受付時間の拡大】

第三十四条(苦情又は問合せの連絡先)において、連絡先の受付時間を拡大したため変更しております。

【新】

(苦情又は問合せの連絡先)

第三十四条 当社は、加入者による衛星デジタル有料放送サービスに関する苦情又は問合せは、以下に掲げる連絡先にて受け付けます。

BS10 プレミアム カスタマーセンター

フリーダイヤル:0120-111-010

開設時間: **24 時間** (月～日)

<https://www.bs10.jp/premium/>

【旧】

第三十四条 当社は、加入者による衛星デジタル有料放送サービスに関する苦情又は問合せは、以下に掲げる連絡先にて受け付けます。

BS10 プレミアム カスタマーセンター

フリーダイヤル:0120-111-010

開設時間: **9:00～22:00**(月～日)

<https://www.bs10.jp/premium/>

2. 【複数回線契約者への割引】

株式会社ジャパネットたかた又は株式会社ジャパネットコミュニケーションズを媒介等業務受託者として複数回線のご契約をいただいた方を対象に、2回線目、3回線目を1回線あたり550円(税込)とする割引の適用を開始するため変更しております。

第十六条第十一項の追加

【新】

11 「書面による契約解除」に関するその他の条件は、別表第一号1.(3)③に定めます。

別紙第一号

1-(3)視聴料(税込)

【新】

放送サービス契約単位	契約有効期間	課金単位	視聴料/月 (税込)	(※1) 視聴料/月 (税込)
BS10 プレミアム	契約成立の日からその日の属する月の翌月より1年間	一月毎	1,980円	550円

【旧】

放送サービス契約単位	契約有効期間	課金単位	視聴料/月 (税込)
BS10 プレミアム	契約成立の日からその日の属する月の翌月より1年間	一月毎	1,980円

1-(3)視聴料(税込)の項目への(※1)の追加

【新】

(※1)「複数台割引」の対象となる商品をお申込の場合のみ、以下の各号に掲げる条件が適用されることを前提として、こちらの価格が適用されます(以下「本割引」といいます。)

- ① 加入者が複数の B-CAS カード又は ACAS チップを搭載した受信機を保有し、かつ、各 B-CAS カード又は ACAS チップごとに有料放送契約を締結している場合であって、次に掲げる条件をすべて満たすときに適用されます。
 - ・当該複数の有料放送契約に基づく有料放送料金等が、第1番目に該当する有料放送契約(以下「主契約」といいます。)所定の支払方法と同一の方法(銀行口座による引き落としの場合には口座を同一とする場合、クレジットカードによる場合には支払いカードを同一とする場合に限り)により支払われていること。
 - ・加入者の氏名、住所および電話番号が、主契約と同一であること。
 - ・主契約を含めて、媒介等業務受託者である株式会社ジャパネットたかた又は株式会社ジャパネットコミュニケーションズを介した申込みであること。
- ② 本割引は、各有料放送契約の締結日を基準として、第2番目、第3番目に該当する有料放送契約に基づく視聴料に適用します。第4番目以降の契約については、通常の視聴料(1,980円)が適用されます。

③ 加入者が有料放送契約の一部を解除する場合、原則として以下の順番で解除するものとします。

1. 主契約以外の本割引が適用されていない契約(第4番目以降の契約)
2. 本割引が適用されている契約(第2番目、第3番目)
3. 主契約(第1番目)